

議第52号

高島市過疎地域に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年5月30日

高島市長 福井正明

---

高島市過疎地域に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

高島市過疎地域に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年高島市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。